

鈴鹿市消防本部訓令第3号

消 防 本 部

消 防 署

鈴鹿市消防本部再燃火災防止対策要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年8月19日

鈴鹿市消防長 橋 本 靖 彦

鈴鹿市消防本部再燃火災防止対策要綱の一部を改正する訓令

鈴鹿市消防本部再燃火災防止対策要綱（令和2年鈴鹿市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

第 2 号様式（第 1 0 条関係）

（控）

交付日時	年 月 日 時 分 ころ				
対 象 物	住所 丁目・町 番 号				
	名称 関係者等氏名				
受 領 者		受領者 区 分	所・管・占・他	交付者	

----- キ リ ト リ 線 -----

年 月 日	
様	
消防署長	
協 力 依 頼 書	
消防隊の現場引揚げ後は、下記のことについて、特に配慮していただくよう、 ご協力願います。	
1 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と決定しました。 しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場合と異なり、予見できない事由 から再出火等の事故発生の危険がありますので引き続き、警戒を行ってくだ さい。	
2 現場保存等のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでくだ さい。ただし、緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、区域 内に立ち入って必要な措置を講じてください。	
3 異常と思われる事象に気付かれたときは、直ちに <u>1 1 9</u> 番通報してくださ い。	
連絡先 消防署 分署 (TEL)	
※上記の電話がつかない場合は、下記にお掛けください。 <u>059-382-9156</u> （統括指揮課）	

附 則

この訓令は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。